職業安定分科会雇用保険部会（第89回）	資料3
平成25年6月27日	

育児休業給付

育児休業給付の概要

１　趣旨

労働者が育児休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために、育児休業給付を支給する。

２　支給対象事由

労働者が１歳（※）（子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合については１歳６か月）未満の子を養育するための育児休業を行う場合に支給する。

※　当該労働者の配偶者が、子の１歳に達する日以前のいずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合は、１歳２ヶ月

３　支給要件

雇用保険の被保険者が、育児休業をした場合に、当該休業を開始した日前２年間に、賃金の支払の基礎となった日数が１１日以上ある月が通算して１２か月以上あること

４　給付額

休業開始前賃金の５０％に相当する額

※　原則４０％のところ、当分の間の暫定措置として給付率を引上げ

※　賃金と給付の合計額が休業開始時賃金日額の80％を超える場合は、超える額を減額

※　支給単位期間（１月）中、就業している日が10日以下であることが条件

５　国庫負担率

給付額の１／８

※　ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の５５％とされている。

育児休業給付に係る主な制度変遷

	平成１２年改正以前 （平成７年４月創設）	平成１２年改正 （平成13年１月施行）	平成１９年改正 （同年10月施行）	平成21年改正 （22年４月施行）
給付率	**２５％** 育児休業基本給付金： ２０％ 職場復帰給付金： ５％	**４０％** 育児休業基本給付金： ３０％ 職場復帰給付金： １０％	**５０％** 育児休業基本給付金： ３０％ 職場復帰給付金： ２０％ ※平成21年度末まで （暫定措置）	**５０％** ※全額休業期間中に支給 ※暫定措置の期限を「当分の間」に延長

平成7年4月1日（育児休業給付創設）
　給付率25%（育児休業基本給付金20%、育児休業職場復帰給付金5%）

平成13年1月1日
　給付率を25% → 40%に引上げ（育児休業基本給付金　20%→30%、育児休業者職場復帰給付金　5%→10%）

平成17年4月1日
　給付期間の延長（養育する子が１歳まで → 一定の場合には１歳６か月まで）

平成19年10月1日
　少子化対策及び雇用の安定に資するとして、給付率を40% → 50%に引上げ
　（育児休業基本給付金 30%(変更無し)、育児休業者職場復帰給付金 10%→20%）<平成21年度末までの暫定措置>

平成22年4月1日
・少子化対策としての要請等を勘案し、暫定措置の期限を「当分の間」に延長
・育児休業を取得しやすくし、就業継続を援助・促進するため、休業中と復帰後６ヶ月に分けて支給していた給付を統合し、全額（50%）を休業中に支給

平成22年6月30日
　同一の子について配偶者が休業をする場合については、子が「１歳２ヶ月」に達する日まで最長１年間支給
　（パパ・ママ育休プラス）

育児休業給付の支給状況①

初回受給者数、平均受給月額、平均給付期間、給付総額

	初回受給者数（人）			平均受給月額（円）（基本給付金のみ）			平均給付期間（月）			給付総額（千円）		
		男性	女性		男性	女性		男性	女性		男性	女性
平成15年度	103,478	459	103,019	72,204	98,751	72,150	8.1	3.7	8.1	76,329,646	200,903	76,128,743
平成16年度	111,928	512	111,416	72,119	96,797	72,066	8.1	3.8	8.2	82,777,120	234,251	82,542,870
平成17年度	118,339	714	117,625	71,333	92,260	71,282	8.4	3.3	8.4	89,542,194	271,742	89,270,451
平成18年度	131,542	978	130,564	67,720	89,849	67,653	8.5	3.5	8.6	95,607,258	372,003	95,235,255
平成19年度	149,054	1,230	147,824	67,648	88,781	67,581	8.6	3.3	8.6	120,942,675	504,246	120,438,429
平成20年度	166,661	1,440	165,221	67,673	88,551	67,611	8.9	3.0	8.9	151,191,767	603,494	150,588,273
平成21年度	183,542	1,634	181,908	67,559	84,291	67,510	9.0	2.9	9.1	171,153,523	629,903	170,523,620
平成22年度	206,036	3,291	202,745	88,195	125,067	88,022	9.0	2.6	9.2	230,431,411	1,310,791	229,120,619
平成23年度	224,834	4,067	220,767	111,073	144,891	110,862	9.4	3.2	9.5	263,111,959	1,945,456	261,166,504
平成24年度	237,383	3,839	233,544	111,932	142,708	111,765	9.7	3.2	9.8	256,676,405	1,759,595	254,916,810

(注１)初回受給者数は、基本給付金（平成22年4月1日以降の育児休業開始より、職場復帰給付金と統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給している。）に係る最初の支給を受けた者の数である。
(注２)支給金額は業務統計値である。

育児休業給付の支給状況②

初回受給者の職場復帰率

	①初回受給者（人）	②職場復帰者（人）	③職場復帰率（②／①）
平成11年度	78,265	64,281	82.1%
平成12年度	87,073	71,185	81.8%
平成13年度	93,207	76,526	82.1%
平成14年度	98,688	82,293	83.4%
平成15年度	105,002	87,974	83.8%
平成16年度	113,227	95,183	84.1%
平成17年度	119,972	101,351	84.5%
平成18年度	135,083	114,731	84.9%
平成19年度	153,090	131,020	85.6%
平成20年度	170,208	146,343	86.0%
平成21年度	187,662	162,836	86.8%
平成22年度	210,360	179,053	85.1%

(注１)各年度に育児休業を開始し、育児休業給付を初回受給した者について、平成24年9月末現在の状況を特別に調査したものである。
(注２)平成11～21年度の職場復帰者は、職場復帰給付金を受給した者である。
(注３) 22年度の職場復帰者数は、育児休業給付金を支給終了（離職除く）した者のうち、支給終了後６ヶ月未満で離職した者を除いた数である。
(注４) 22年度においては、受給中の者が未だ存在する。

諸外国の育児休業給付

未定稿

日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
●給付率(非課税) 休業前賃金の50% ●給付期間 子が１歳(※)に達する日まで (子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、１歳６か月)。 但し、夫婦ともに育児休業を取得する場合は、1歳2ヶ月までの1年間取得可能。 ●財源 雇用保険 ※その他 本人負担分及び事業主負担分の社会保険料免除	<就業自由選択補足手当> ●給付率(非課税) ・完全休業 「乳幼児迎え入れ手当」の「基礎手当173.63ユーロ」と合わせ、月額536.03ユーロ(2008年)の受給が可能。 ・部分休業(※) 所得の喪失の補償として、短縮時間に応じて就業自由選択自由補足手当の一部を受給可。(基礎手当は所得制限あり) ※勤務時間を50%以下に短縮、50～80%に短縮 ●給付期間 ・子供が1人の場合6ヶ月 ・子供が2人以上の場合は3年間 ●財源 全国家族手当金庫(CNAF)より支給。企業の負担金及び一般社会拠出金	<親手当> ●給付率(非課税) 従前手取り賃金の67% ※上限1800ユーロ、下限300ユーロ(最低額保障)を支給。 ●給付期間 生後12か月間。これに加え就業所得の減少を条件として、さらに2ヶ月請求可能(但し片方の親12ヶ月まで、両親合計で14ヶ月まで)。 ※ 休業期間中、週30時間以内のパートタイム就業は可能。 ●財源 連邦政府の一般財源 ※その他 連邦の親手当制度とは別に、州独自の育児手当制度がある場合有	<両親休暇> ●給付率(課税)及び給付期間 ・完全両親休暇 390日までは育児休業により得られなかった給料の80%(下限180クローナ)を給付。残り90日は、定額給付で一日180クローナ。 ・部分両親休暇 完全両親休暇と合わせて480日分の範囲で、原則、従前所得の80%(両親給付)をベースに、勤務時間と所得の減少分に応じて比例的に給付額を算定。390日を超えた分は定額給付(180クローナ)。 ●財源 一般保険(国民保険)。事業主が支払う社会保険拠出(支払給与の2. 2%) ※その他 2年半以内に次の子どもを生むと、復職して労働時間を短縮していても、前の子の出産直前の給与の8割を保障(スピード・プレミアム)	休業給付、賃金支払義務はなし (独自に給付を行っている企業) ○法定出産手当金 (Statutory Maternity Pay) 事業主に雇用されている場合は、最長39週間まで。最初の6週間は平均所得の90%を、残りの33週は週123.6ポンドか平均所得の90%の少ない方の額が事業主から支給。 ○出産手当金 (Maternity Allowance) SMPを受給できない者(自営業者など)を対象とした手当。出産予定日前15週より最長39週まで給付。週123.6ポンドか平均所得の90%の少ない方の額を雇用年金省より支給。(税と社会保険料を支払っている場合、受給可能)	休業給付、賃金支払義務はなし

※子ども・子育て新システム検討会議作業グループ　基本制度ワーキングチーム第４回　資料２（平成22年11月15日）を基に雇用保険課にて作成。

論点

○　今までの制度改正の効果についてどのように考えるか。

○　上記を踏まえた上で、育児休業給付の今後の在り方について、どのように考えるか。

参考

育児休業取得率の推移

○　男性の育児休業取得率は2.63%と低いが、女性は９割近くになっている。

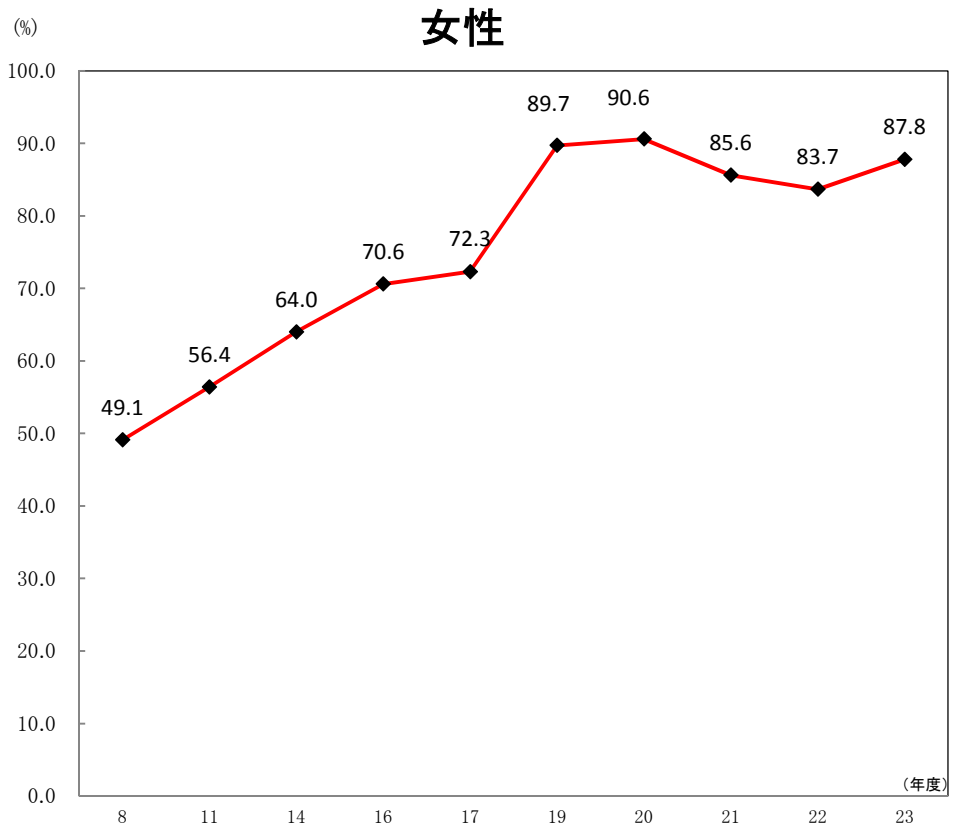

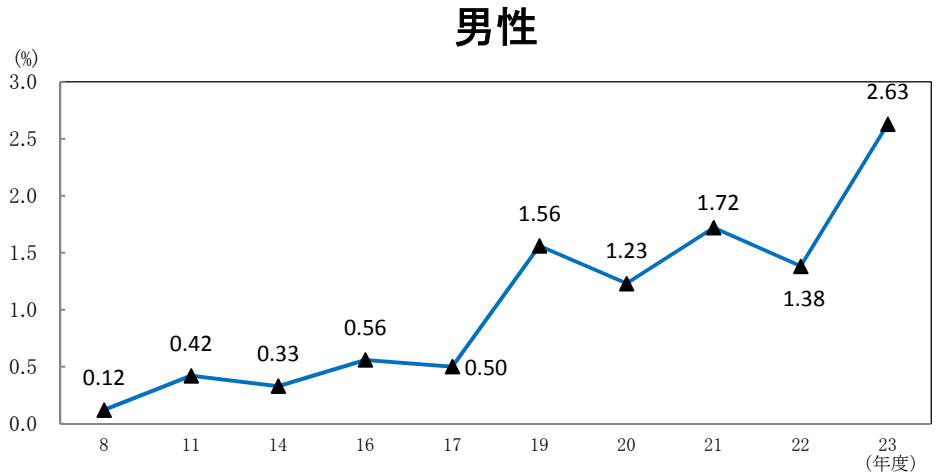

育児休業取得率＝ 出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数 ／ 調査前年度１年間（※）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数

資料出所：厚生労働省「雇用均等基本調査」

（※）　平成23年度調査においては、平成21年10月１日から平成22年９月30日までの１年間。
注）　平成22年度及び平成23年度の［　］内の比率は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業を取得しなかった理由（末子妊娠時の就業形態別）

○　経済的な理由から育児休業を取得しなかった人（正社員）は、男性22.0%、女性25.3%（複数回答）

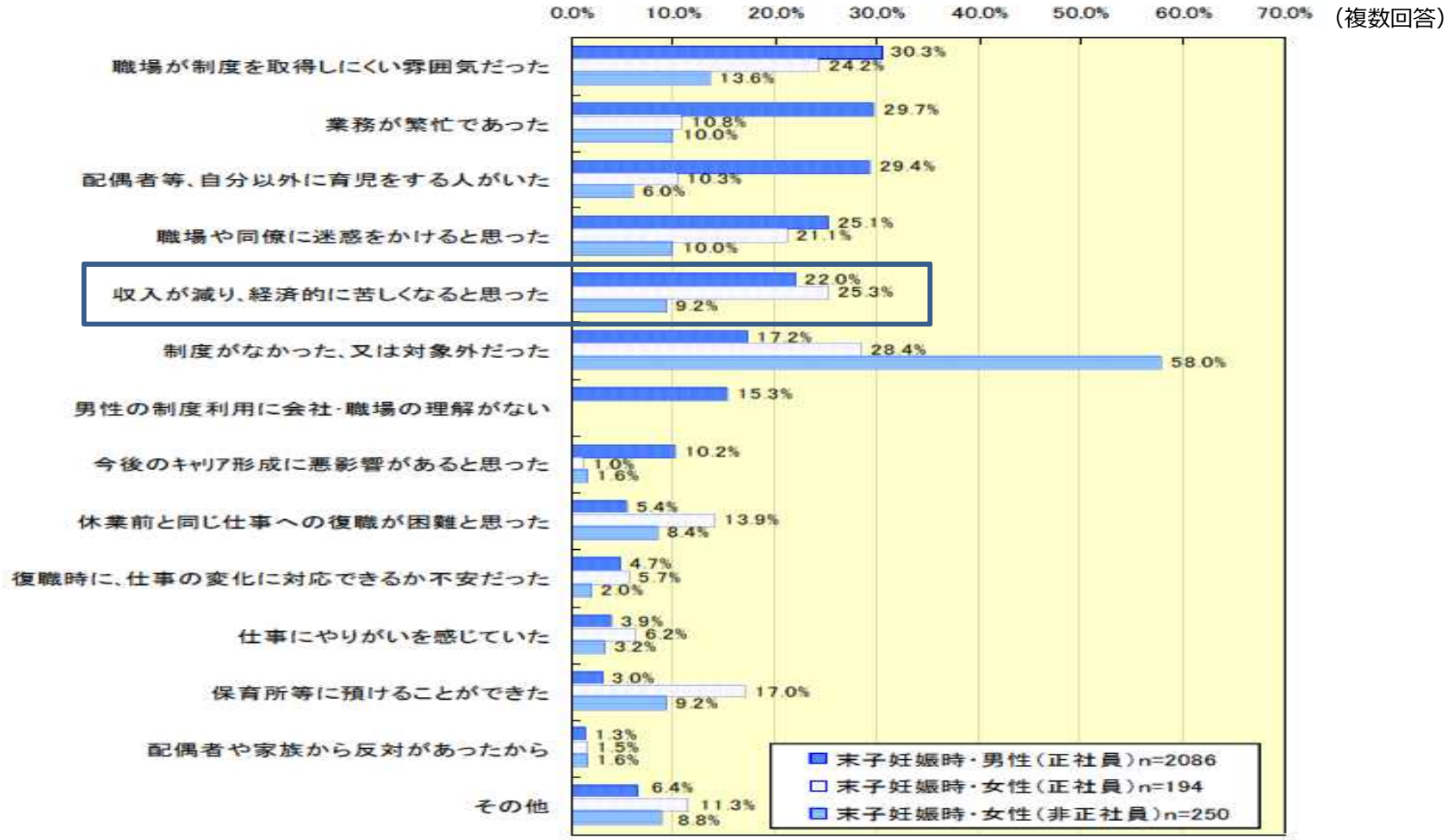

資料出所：平成23年度育児休業制度等に関する実態把握のための調査研究事業報告書
（平成23年度厚生労働省委託調査）